

# 政務活動費のあり方検討会記録

1 日 時 令和2年 9月24日（木曜日）

開 会 午後 1時20分

閉 会 午後 2時42分

2 場 所 第4委員会室

3 出席委員 14人

座 長	佐 藤 則 寿
副 座 長	久 保 大 憲
委 員	松 井 邦 人
//	泉 英 之
//	上 野 螢
//	押 田 大 祐
//	江 西 照 康
//	高 田 真 里
//	金 井 毅 俊
//	松 尾 茂
//	橋 本 雅 雄
//	村 石 篤
//	赤 星 ゆかり
//	村 上 和 久

4 欠席委員 0人

## 5 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

議会事務局次長	福原	武
庶務課長	大野	満
庶務課長代理（庶務係長）	船木	寛人
庶務課主任	竹下	哲矢

## 6 協議結果について

### 1 委員の補充について

島議員の辞職に伴う委員の補充については、島議員の所属会派であった光から上野議員を補充することとした。

### 2 各会派から提出された運用指針上の課題・対応案について

(1) 政策フォーラム32から提出された「政務活動費の交付の金額を1か月15万円から10万円に減額する」については、本検討会での協議にはなじまないものであることから、協議しないこととした。

(2) 改選等により会派が消滅した場合の、会派が所有またはリースしている備品の取り扱いについて、次のとおり確認し、合意形成を図った。

(運用指針41ページ、42ページ記載事項の確認)

①会派が所有している備品については、残存価格がある場合は、その相当額を会派が負担して、市に返還する。

②リースしている備品については、契約を解除し、これにより発生する違約金は会派が負担する。

(3) 政党や政治団体に対する経費（新聞、雑誌、書籍等購入費、研修会参加費、広報活動等）は一切支出できないこととした。

また、このことに伴う運用指針の改正については、次回の検討会で案を示すこととした。

## 7 会議の概要

座長 ただいまから政務活動費のあり方検討会を開会します。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

座長 また、本日の議事録の署名委員に、押田委員、橋本委員を指名いたします。

それでは、これより協議事項に入ります。本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

まず、協議事項1番目、委員の補充についてであります。

皆様御承知のとおり、本検討会の委員であった島議員が6月24日付で議員辞職されました。

この島議員の辞職に伴う委員の補充については、7月8日に開催された各派代表者会議において、これまでの例に倣い、本検討会の中で協議、決定する旨が確認されたところであります。

そこで、委員の補充についてであります。本検討会は全会派一致を原則としていることから、これまでその構成員は、原則全会派から選出されておりますので、今回も島議員の

所属会派であった光から委員を補充することとし、上野議員を本検討会の構成員に加えることとしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 御異議がありませんので、上野議員を本検討会の構成員に加えることに決定いたしました。それでは、上野議員がおられますので、委員席に御着席ください。

〔上野委員着席〕

座長 次に、協議事項２番目、各会派から提出された運用指針上の課題・対応案についてであります。

お手元に配付のA3の資料には、各会派から挙げられた運用指針上の課題・対応案と、その賛否について、事前に各会派に照会した結果を示しております。それをバツの少ない順に並べております。

そこで、御覧いただいたとおりですけれども、政策フォーラム32から提案された、「政務活動費の交付の金額を1か月15万円から10万円に減額する」についてであります。

ほかの提案と分けて記載しております。  
本検討会は、政務活動費の運用に係る協議を行うことを主な目的としていることから、本検討会での協議にはなじまないものであることから、協議しないことといたしたいと思いますが、提案者である政策フォーラム32さん、よろしいでしょうか。

金井委員 我々の会派の意見ですが、このあり方検討会の趣旨とは若干意味合いが違うということを先日お話して了解したところであります。また違う場所で提案したいと思います。

座長 ほかの委員もよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、「政務活動費の交付の金額を1か月15万円から10万円に減額する」については、本検討会では協議しないことといたします。

次に、今後の進行についてであります。できるだけ成案に結びつくものを優先して協議したいと考えております。

本日は、1つもバツがない1番目から3番目までの事項を協議したいと思いますが、いか

がでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長

それでは、そのように決定いたします。

協議の流れとしては、一つ一つ協議していきませんが、課題と対応案について、提案された会派から説明をしていただき、それに対して賛成以外の会派、バツ一賛成できない、または三角一現段階では判断できない、どちらでもない、三角の意味はいろいろあると思いますが、順番に意見を伺いたいと思います。その後、ほかに御意見があれば発言いただき、改めて賛否を伺います。

その結果、全会派一致で賛成となれば、指針に明記するなどしていきたいと思います。

それでは、まず1番目の事項についてであります。この提案は内容の協議を行うといった類いのものではなく、改選一明年ですが一を控えた今、会派での備品の管理や処分の在り方について、改めて指針の内容を確認し、合意形成を図ることを目的としております。また、確認を行い合意形成を図るという案に対して、全会派が丸をつけておりますので、まずは提案者である自民党から説明いただき、その後、事務局から指針の内容について説明

を受けたいと思います。  
それでは、久保副座長。

久保委員

私のほうから説明させていただきます。

備品の管理について、現在、政務活動費で購入した備品については、皆さん、会派で管理されていると思います。

私どもの会派としましては、できるだけ備品を持たないということを目指して、段階的にパソコンはリースに変えるというような形を取っております。

このリースについても幾つか、パソコンのスペックであったり、リース期間であったり、そういったところで、手続も含めて大変煩雑になってきております。

その中で、今回、問題というふうに考えているのは、まず改選、来年度新たに市議会議員選挙が行われて、会派の構成が変更されたり、場合によっては、今ある会派がなくなるということが十分に予想されます。

会派がなくなった場合に、今現在所有している会派の備品がどうなるのかということについて、改めて運用指針を踏まえて、どのような対応になるのか、皆さんと認識を一致させておきたいというふうに思っております。

また、今後は、任期満了間際に備品を購入し



た場合、これが政務活動費の用途として適正なのかどうなのかということをも市民から疑義を持たれることも十分にあるかと思いますが、例えばパソコンなどは私たちが議員活動をしていく上でなくてはならないものですので、万が一、破損したり起動しなくなったような場合にパソコンが買えないなど、そういったことになる、政務活動そのものに影響が出るようでは、それもまた運用の趣旨から外れてしまうと思いますので、そういったことも踏まえて、どういうふうな備品の取扱いになっていくのかを、今日皆さんと協議いたしたいというふうに思っております。

現在までは、概ね政党名を名乗る会派が多くありまして、基本的に改選が行われた後もそのまま備品を継続してきている、継承してきているということになっておりますが、現在は政党に所属されていない方もいらっしゃいますし、また、選挙等で選ばれた方が政党に所属していなくても民意で選ばれやすい、そういった状況にもなっていることから、会派の存続性というところについては、しっかりと市民の皆さんに疑義を持たれないように対応していくべきだというふうに考えております。

そこで、今後の対応についてなのですが、資

料の対応案のところにも書いてありますが、運用指針の４１ページ、４２ページに書いてありますので、これについては、事務局のほうから内容の説明をしていただきたいと思います。

庶務課長

それでは、備品の取扱いに関して、運用指針にどのように記載されているのかということの確認というお話でございましたので、私のほうから説明をさせていただきます。

資料として、運用指針の４１ページ、４２ページを抜粋したものを配付してございますので、そちらのほうを御覧ください。

まず、４１ページになります。

４１ページのイに、「改選、会派所属議員の変更又は会派が消滅したときの充当及び精算方法」と記載がございます。

備品は会派に所有権があるので、会派等の変更があった場合、当該会派が備品を承継するという事になっております。

一方で、その次の中ちよぼのところですが、会派が消滅した場合についてでございます。

会派が消滅した場合、備品の耐用年数が残っている場合は、残存価格相当額を消滅した会派で負担すると。

この残存価格相当額でございますが、上のア

のほうに、残存価格相当額の算出方法というものがございます。これを参照していただきながら、この中で、定額法により残存価格が残っている場合は、その会派が備品の残った価格を負担して市に返還する、要はお金で市のほうに政務活動費分を返還していただくということになっております。

この際に、これはあくまでも会派が負担するということでございますので、それには政務活動費は充当できないということになりますので、この点、十分御注意いただきたいと思っております。

また、次のウのところでございます。

備品の適切な処分ということでございますが、間もなく皆様の任期が4年経過するというところで、例えば先ほどの例に出されたパソコンは、4年が耐用年数ということになっております。耐用年数の4年が過ぎて残存価格相当額がゼロになった場合であっても、政務活動費を財源として取得した財産については、これを無償で譲渡することは適切ではないということで、それぞれ廃棄処分をしていただくという取扱いになっておりますので御注意ください。

この際に、例えば事務局のほうへ寄附をします、譲渡しますといったことにつきましても、

これは適切ではない、要は寄附に当たるということで適切ではないということでございますので、それぞれの会派において、責任を持って処分していただくということになります。続いて、裏面のほうをお願いします。42ページでございます。

それぞれの会派では、購入ということだけではなく、リース契約により導入している場合が多々あるかと思えます。

この場合におきましても、リースの場合はリース期間終了後、有償・無償を問わず、会派への所有権移転を伴わない契約とするということになっておりますので、リース期間終了後は、速やかにリース会社のほうに当該備品をお返しいただきたいということでございます。

次の丸ちょぼは省略しまして、その次の「なお」のところでございます。

残任期を超える期間のリース契約をし、リース期間中に会派が消滅した場合は、契約を解除する。この場合に発生する違約金については、これも会派で負担して支払うということになってございます。

先ほどと同じ趣旨で、政務活動費を充てることはできませんので御注意いただきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

座長 分かりやすい説明だとは思いますが、何か御意見、質問はありますか。確認のためも含めても結構です。

橋本委員 備品の適切な処分というところで……

座長 何ページのことですか。

橋本委員 41ページのウのところですか。  
「廃棄処分するものとする」というところですが、廃棄したという証明は必要ですか。

庶務課長 廃棄処分をしていただいた証明書は必要になりますので—これは社民党さんから議題に上がっておりますが、—一応そういう証明書は出していただくということになります。

座長 これまでもそういうふうにしてきたかと思えますけれども、ほかに。

江西委員 残存価格相当額の算出方法、私は以前の政務活動費の運用指針のときに言っていたのですが、行政には減価償却という考えがなく、当時の表もカセットテープレコーダーだとか、

見たこともない電化製品の羅列表があったのです。これはどこから出ているのですかと聞いたのですが、そのときは分からなかったのです。

全部質問ですが、まず、減価償却資産の耐用年数等に関する省令というのは、これはどこかにないのですか。省令はどこで見れば分かるものですかというのが1点。

それと、減価償却資産となるもの、例えば通常、パソコン1台であれば、民間企業では減価償却の対象となる財産ではないと思うのです。取得価格が20万円以下のもの、一発償却で減価償却の概念がそもそもないというものの中で、例えば本から何から全て、物体であれば減価償却の対象となるのかどうかということであるとか、その辺はどうなのでしょう。

庶務課長

まず、省令でございますが、これは旧の大蔵省省令でございます。資料を持ってくればよかったです。全部打ち出すと枚数が百数十枚あるものでして、ただ、インターネットで確認することはできますので、また、どこのアドレスにあるのかというのはお知らせしたいと思います。

一般的に、例えば補助金等を交付して、備品

等を買われたという場合にも、この省令を用いて残存価格があれば補助金を返してもらうなど、そういった場合にも使用しておりますので、行政の中では一般的にこの省令を用いて残存価格というものを出しているということとは実際にございます。

その次の御質問で、パソコン1台を償却するときに、民間企業であれば普通は1年で償却してしまうということなのですが、この指針の考え方というのは、別に減価償却をするための考え方ではなくて、残存価格を出すために省令を用いているということでございます。そのために省令を用いて定額法によって価格を出すよと、そのための何か1つ基準がないかということによってこれを使ってあるということだと思っておりますので、そこはそういうことで御理解いただければというふうに思います。

確かに、民間企業における企業会計の一般的な減価償却の考えとは少し異なるのかなと思います。

江西委員

もう1点、継続で。

以前思ったのですが、化石のような表があったわけです。そこに載っている対象物そのものが、若い方は知らないようなものがたくさん載っていて何かなと思ったのですけれども、

要はそうであれば、なおさら一般的な社会観念とは違う独特な考えなものですから、たまたまパソコンだから償却資産として皆さん違和感なく聞いているのですけれども、ということは、普通の民間企業でいえば、消耗品費以外で購入した、備品費で購入したものの全てに残価が出てくるのかだとか、そういったことは、一度、一覧表か何かを改めて周知しないと、パソコン以外の物で後々問題になってきたときに対応し切れるのかということがあるので、これは今の議論のテーマの趣旨からずれるかもしれませんが、しっかりとしておいていただきたいところであります。

それと、ウの残存価格相当額がゼロであっても、市の当局が受けると寄附になるのだと、ごみでも一ごみと言うと変ですけれども、受けると寄附になるということは、所有権が誰にあると想定してそのようになっているのですか。

座長

今のウについては、所有権は当然会派ということではよろしいかと思いますが、冒頭の表、聞いたことがあるようなないようなという、私もそれは実際に見たことがないのでけれども、それについて、一応それぞれの会派、長く会派として継続している会派の方は、相



当前の物品がいまだにあるのか、それとも処分している会派もあるかと思えます。基本的には備品台帳で管理することになっていきますので、それに基づいて、個別の点があればまた個別で、疑念を持たれることのないような対応をしていくということかどうかと思うのですが、これでは答弁になりませんか。

江西委員

あまりならないと思えます。

なおかつ、処分するときに会派がお金を出したら駄目なので政務活動費も使えませんか。会派なんていうのは人格がないですから。議員個人がお金を出すことこそが、逆に私は寄附になるのではないかなと心配いたしますが、そのように感じ取れることはないのでしょうか。

久保委員

まず、会派として処分する場合、例えばあしたパソコンを処分しますという場合の処分費用については、政務活動費を充当できるということになっています。

これは会派が消滅した後であったり、改選後に、そもそも当選もされなかったような場合に関しては、当然、政務活動費はありませんので、前の年度に残っていた分を充当させることはできないと、多分そういう趣旨の御回

答だったのだろうと思います。ですので、現況、処分するための費用は出ます。

もう一つ、今、江西委員のほうから言われた備品台帳、皆さん持っておられると思います。その備品台帳を事務局に見ていただいて、該当する一例えばプリンターであるとか、残存価格の計算が必要なものかどうなのかということを経査して、今言われるように、もう少し分かりやすい形で一覧表にしておくという作業を進めて、次回、また皆さんの会派にお伝えできればいいかなというふうに思っております。

江西委員

今、副座長が回答したのですけれども、現制度は特に少数会派に厳しい対応なのです。少数会派が落選したから寄附したとしても、議員でないから本来違法行為でも何でもないのです。それが駄目だということはどうしてなのかということです。その見解はどうでしょうか。

庶務課長

会派が消滅してしまって、一個人になられて寄附されることは、それは法律上どこにも抵触しないでしょう。しないのですが、果たしてそれが適当かどうかというところの話だと思えます。

それは寄附という行為そのものが、我々としては政務活動費で買われたものを受けるといふふうには考えていないものですから。

江西委員 だから、今、課長からも主観だという説明があったわけです。大分複雑な運用をしているものですから、どこかに正義があるのかなと思って進むと、どこかに矛盾が出てくるようなところがあるので、これはよくよく考えていただきたいなと思います。  
以上であります。

泉委員 関連して。  
大蔵省というすごく懐かしい名前が出たのですけれども、大蔵省から財務省に変わったのは何年前ですか。おおよそで結構ですけれども。

庶務課長 省庁再編のときですよ。平成12年とか、そのあたりではないでしょうか。

(「橋本内閣」と発言する者あり)

泉委員 その頃ですか。了解しました。  
それで、基本的にまた文言から修正というか検討しないと駄目だと思うのですが、寄附行

為そのものの寄附というのは何に当たるのかも  
もう一回精査して、価格のないものを与えた  
としてセーフにはならないはずで、民法上  
か何かでは。

だから、そういったところもやるので、結局  
大蔵省というかなり昔のしきたりというか制  
度を、そのまま今の時代まで運用し続ける  
ということがまずおかしいと思うのと、それと、  
市民の税金である政務活動費を使って、減価  
償却が終わって実質価値はないものの、そう  
いったものをわざわざなぜ捨てるのか。逆に  
言えば、今だったらどこかに、必要な方々に  
オークションをするという手もあるでしょう  
し、もっと有効に使うべきだと僕は思うので、  
それをわざわざ処分してしまっ、基本的に  
ないがしろにしてしまうというのも、逆に言  
えばもったいない使い方だと思うので、これ  
はもう一回元から検討し直したほうがいいと  
思います。

座長

要するに会派が継続していれば、そのまま引  
継ぎになるのです。継続していないケースと  
いうのを想定したときの対応について、ある  
程度今の運用指針上どうなっているのかとい  
うことを、自民党さんのほうから提案してい  
ただいて、最低限のことは確認をしておこう

という趣旨だと思imasるので、あまりレアなことを一もちろん大事なことなのですが、ある程度個別に対応しなくてはいけないことであれば個別にということ、また運用指針上、これはしっかりと明記しなくてはいけないということがあれば、このあり方検討会に随時それを報告していただいて、必要であれば早急に開催して、それを明確化すると。来年の3月までに、必要な指針の改定があれば、それはまた、しっかりとやっていきたいと思imasます。

久保委員

補足をさせていただきますと、まず実質的に会派が存続している場合は備品を承継することができるというふうに書いてあります。当然これは1人会派の方、もしくは2人会派、少数会派であっても、改選後に会派が承継する、これは少しふわっとした形なのですが、次の会派に承継させることは、私は可能だというふうに思っております。

それ自体もできない、例えば誰も会派の備品を承継していただけないということになった場合は、ここに書いてあるとおり、残存価格を負担して市に返還していただくという手続になるということだというふうにはまず御理解していただきたいと思imasます。

ですので、会派が承継されない場合は、仮に選挙に出られても、落選した場合、その後、政務活動費の後処理として自ら寄附をする必要が出てくる可能性があるということは、皆さん、この場で御理解いただきたいということです。

「もう議員ではないから知らん」と、「買ったものうちのものではない、分からん」といって議会棟に置いていかれても困るということで、そういう処理が後で待っているということです。ですので、少数会派、ほかの会派についても、十分に備品の承継については理解をしていただきたい。

もう一つ、先ほど泉委員の話の中で、残存価格相当がゼロであるという話がありましたが、もう少し早くに気づけばよかったのですが、大蔵省令でもほかでも、多分1円までいって、1円は残ってゼロ円にはならないというような計算式だったと思っています。

ですので、1円を寄附としてどうかという捉え方はもちろん出てくると思うのですが、その辺については、計算式についてもう一度確認をさせてください。その上で報告をさせていただきたいと思います。

座長

ほかにありますか。

高田委員

先ほど課長の説明の中で、残存価格相当額を消滅した会派で負担するという部分ですとか、リースのところ、発生する違約金は会派で負担すると、これはそれぞれ政務活動費を充当することはできませんという形でした。

一方で、運用指針の中で、今は41ページからしか資料が出されていないのですけれども、その前のページの修理や処分に関する説明書きの中に、備品の処分に要する経費は、政務活動費から支出することができるが、私費で購入した物品の処分の場合は、政務活動に用いていたとしても支出することはできないとされています。

この場合の備品の処分に関して支出することができるケースというのは、どういうケースを考えているのですか。

座長

会派で購入した、政務活動費で購入した備品台帳に計上してあるような備品、それを処分するときは、これまでも各会派がなさっていたと思いますけれども、それを処分する費用は充当できるということです。

(「会派が消滅したときは」と発言する者あり)

座長 消滅したときの話で言うておられるのでしょうか。これは、消滅を前提にした表記ではないのですが。

久保委員 今回の高田委員の話では、備品台帳があって耐用年数を超えたもの、もしくは故障したもの、これを処分する場合には処分費用に政務活動費が使えますよということになっています。今回提案しているテーマは、改選もしくは会派が消滅した後の場合になりますので、改選した後に、例えば今の任期中には耐用年数を超えていないので処分ができず、来年の春以降も残存価格があるものについては買い取っていただきますと。仮に、買い取らずに、その方が処分すると言われても政務活動費は使えませんよという趣旨で、回答になっていますか。

高田委員 そうしたら、リースの場合も政務活動費は充当できないと言われたのですけれども、これも会派がなくなったケースだけを言うておられるということでもいいですか。

庶務課長 はい。消滅した場合のことです。すみません、言葉が足りなくて。



座長

もとより、今回、自民党さんから提案いただいたことは、1人会派、政務活動費上言われる会派、これは1人でも認めているという執行の仕方ですので、そういった形で会派がなくなった場合の物品等の継続については、この運用指針上にはしっかりとうたっている、完璧ではないかもしれませんが、これにうたっていることを原則として、それぞれが議員としての責任を、辞めた後も現職議員当時の責任をもって、市民から疑念を持たれることのないような処理をきちんとやっていきたい、やってくださいよというような意味でこれをテーマとして掲げたわけです。最終的に、個別にこれはもう少し文言の修正—今ほど副座長のほうからありましたけれども、もう一度精査して、必要な部分があれば、また皆さんにお諮りしたいと思いますが、運用指針の性格上、これまでに何度も言ってきましたけれども、あくまでもこれは私たちが内規的に、自分たちでこれを1つの線にしようと。最終的に自分たちはこれでいいと思っていたけれども、市民オンブズマン等にいろいろ疑念を持たれるケースもあるので、できるだけそういった疑念に触れないように、もっともっと手前で線を引いて、二度と市民から「何だ」と、「富山市議会、何をやっているのだ」と

いうふうには言われないうように、政務活動費については、ある程度自分たちでしっかりと線引きをしようということです。ここに書いてあるから大丈夫なのだということは必ずしも言い切れませんので、そういった意味も踏まえて、今の議題について幾つか議論していただきましたけれども、概ね……

橋本委員

もう一個、確認させていただいていいですか。会派がなくなったときということで今お話しされていたけれども、私の会派は2人会派で、例えば1人が落ちました、でも会派は残ります。1人会派なのかもしれませんけれども。すると、パソコンが2台残ると。議員1人に対してパソコン2台の所有が認められるのかどうか。

それからまた、私の会派の場合はもう耐用年数が過ぎていますが、耐用年数が過ぎていない価値のあるパソコン、例えばこの場合は、1年分の3万円をお返しするのか。お返しするけれども、お返しして、そのパソコンは誰の所有になるのでしょうか。

座長

個別のケースとして、今、具体的話として例えでやってもいいのですけれども、要は何度も言いますが、そのときにしっかりとこの条

文に照らして、そしてまた事務局とも相談して、最終的には自分の責任でもって処分してもらわないといけませんよという確認をしているわけです。

橋本委員 それは分かるけれども……。

座長 具体の話でそこまで入っていきますか。

久保委員 もしこれ以上疑問が広がっていくようでしたら、また皆さんから御意見をいただいて、事務局と検討したいと思います。

当然、残存価格を支払った場合の所有権は本人に返ってきますので、御本人の所有になるというふうに今の時点で思っています。当然、残存価格分を市に返納するわけですから、物はどこに来るわけではなく、本人に帰属することになると思います。

先ほど言われた、1人会派になった場合、会派の人数が変わった場合に備品が余剰するのではないかということに関して、これは確かに将来的に起こり得ることだと思います。もしそういう事例が、新年度、改選後に起きたとしたら、例えば会派間で備品の共有ができるのかできないのかとか、そういうようなことも検討していくことになるか、そのまま1

人1台で返納すべきかというところは、もう少し詳細なところは詰めないといけないと思いますが、ただ、今の時点で、今日とにかく確認したかったことは、先ほど座長が言われたように、残存価格があるものがあるって、会派が消滅した場合については、残存価格は市に返納していただくということになりますよということ、まず皆さんに御理解いただきたいということでもあります。

座長

いずれにしても、個別のケースが発生した段階で、当然疑われることのないような処理をするのは自分の責任ですので、2人分のパソコンを今年買ったばかりで残ってしまいましたということに対して、市民から疑念を持たれることのないような運営をするのは、それぞれの責任においてやってくださいということ、これは今さらながらですけれども確認したということです。

あくまでも、市民の税金を使って政務活動費を使わせていただいている以上、執行した物品購入等についても、会派としてその責任をしっかりと一新しく購入して、そして会派がなくなるような、ある意味では、何だと言われるようなことはしないようにしましょうねと言うと変ですが、いずれにしても、そうい

う責任がありますよという確認をさせていただきたいと思います。

橋本委員

座長のその考え方で言うと、別に指針は要らないではないですか。

みんな、自分の自己責任で考えるのであれば、指針というものはもともと要らないのではないかとということです。

だから、考え方が違う人たちが同じ使い方をするとということで指針を決めるのであって、おのこの責任と言われたら、もともと指針は要らないということになるのではないかとということです。

座長

究極論で言い過ぎた感がありますけれども、おっしゃるとおりで、そういったことを、ある程度共通項をつくらうということで、4年前から皆さんに汗してもらってここまで築いたものですので、何度も言いますけれども、具体のことで相談があった場合の想定については、また個別に、見えてきた段階で、この表記についても、変更が必要であれば変更をするということにしていきたいと思います。大変失礼しました。

村上委員

座長の趣旨はよく分かります。一点もそしり

を受けてはいけないという座長の思いもありますが、橋本委員の疑問もごもっともで、改選前でなくても、今もそういう事態が起きているのではないですか。島議員が辞めたり、自民党も異動があったりして、パソコンが余計にあるのではないですか。そのことは問題にしなくていいのかなという疑問を今持ったのですが。

座長                   この程度にしたいと思いますが……。

村上委員           消滅の話ではなくて、今もうそういう問題が生じているのではないですか、という問題提起を一応しておきます。

高田委員           配られた資料の2ページ手前（運用指針39ページ）に、まず備品の定義が書かれています。

「購入価格が1件2万円以上で、耐用年数が1年以上のもの」。それから、所有・管理のところに、「パソコン等の事務機器の貸し出しは1人1台を限度とするが、タブレット端末については、併用可とする」というふうになっているので、今、村上委員が言われたように余剰になっている一具体例を言うと悪いですけども、例えば光さんなどは、適切な

対応をされたほうがいいのかなどというふうに  
思います。

久保委員

今、光さんの名前を出されましたけれども、  
光さんがパソコンを2台持っているかどうか  
は分からない段階ですので、それについては  
内容を精査して、余剰していないかどうかと  
いうことは、各会派でチェックをしていただ  
くということでもよろしくお願ひしたいと思  
います。

あまり個別の案件についてここで詰めたいわ  
けではなくて、備品の管理に関しては、今後  
多くの課題があって、改選を迎えたら、さら  
に難しい問題がその後出てくるということが、  
十分今の時点で予想されるということをお理  
解いただいて、その上で、このあり方検討会  
はそういう個別のケースに対して、議論を深  
めて結論を出していく場だと思ひますので、  
今後、皆さんが今日の議論を踏まえて、何か  
テーマ、要するにこういう場合はどうしたら  
いいのかということがあれば、事務局にその  
内容を提示していただいて、少し事務局とも  
整理しながら皆さんと方向性について議論し  
ていきたいなというふうに思ひます。繰り返  
しになりますけれども、今日のところは、改  
選後に残存価格があったら市に返還する必要

が出てくるという認識を皆さんに持っていただく、そしてそれ以外の備品の取扱いについての今懸念される事項については、改めて皆さんほうから御意見をいただいて、今後のあり方検討会の俎上に上げていくという形によろしいでしょうか。

座長 よろしいですね。

（「はい」と発言する者あり）

座長 私も言い過ぎたところがありましたけれども、現段階で皆さんも既に事務局といろいろな相談をしてもらいながらやっていますので、特に備品等については、少し問題点もあるのかなということをテーマとして自民党さんに出していただきましたので、今期に改正すべきものがあれば速やかに改正していきたいという思いで、積極的に、疑念を持たれることのないように、また同じ富山市議会全体として、どこの会派が云々だとか、あまり個別のことを言うのではなくて、橋本委員が先ほどおっしゃったように、全体としてこうあるべきではないかというところを、ある程度お互いを守るためにも、そういった共通のテーマ、また加筆について、必要であればしていき



いというふうに思っていますので、何とぞ御理解をお願いします。

上野委員 1点確認したいのですけれども、会派の消滅についての話をされていたのですが、この課題の中に、任期満了間際に備品を購入することが適切かどうかというような文言があるのですけれども、この点についても、今後話していくということなのですか。

座長 話していくというのは。

上野委員 今後、この点についても協議をしていくのか、それとも、今後、これは別に協議をしないということなののでしょうか。

久保委員 自民党の主張としては、高額な備品を今購入すると、使用期間が大変短いので、残存価格が大きく残りますよということです。大きく残れば、場合によっては選挙に出られて落選をされた後に、多額の市への返還というものが生じることに對して、皆さん、そこは注意喚起を払ってくださいねという趣旨の思いで書いてあります。

これは購入しては駄目だということではなくて、購入した場合、会派が消滅したらこうい

うリスクがあるということを十分に踏まえて政務活動費を使ってほしいということでここに記載してあるということで、これについて、何かこれ以上議論するという趣旨で自民党として挙げたわけではありません。

座長

この件についてはこの程度にとどめたいと思います。

次、2番目の事項についてであります。

これも自民党さんの提案ですので、押田委員、お願いします。

押田委員

政務活動費と政党活動との混同についてお話しします。

資料に書いてありますとおり、「政党が発行している書籍を政務活動費で購入している会派がある」とありますけれども、政党が発行している書籍ですので、その売上げは政党の資金となり、富山市の政務活動費が政党活動の助けとなるという課題が残ってまいります。それはそれで大きな問題となります。

対応に関しましては、恐らく政党の本を買われるという方は、所属する政党と意見が同じ、同調性があるとか、いい意見だな、役に立つ書籍・雑誌だなという思いが多分強いのだと思いますけれども、記載の内容がよい・悪い

とかではなく、先ほども申しましたとおり、政務活動費が政党活動の助成となるということは、政務活動費という支出の性格上、疑わしきことには取るべきではない行動ではないかなと考えます。

よって、対応案としましては、内容によらず政党が発行する書籍の購入は政務活動費を使用しないという案を提案させていただきます。

座長                    それでは、三角になっている会派から意見をいただきたいと思います。  
光さん、いいですか。

上野委員              内容によらずというふうに書いてありましたので、果たして内容を見ずに切り捨てるべきなのかなということで三角とさせていただきました。

座長                    これを丸にできない理由をもう一度言ってもらってよろしいですか。  
恐縮ですけれども、事前にこういった依頼を出して、それぞれに丸、バツ、三角をつけてもらいましたけれども、あり方検討会自体は、昨年もそうでしたが、最終的にはここの場でバツだったものが丸になったりだとかということを繰り返して成案にこぎ着けるという思

いで開催しておりますので、ただ、事実を述べるというよりも、もう一度、ここが分かればこうだというようなことも聞かせてもらえるとうれしいのですが。

上野委員

すみません、不勉強で申し訳ないのですが、こちらを回答した時点では、どういった内容で、本当に政務活動の役に立たない本だったのかどうかということが検討できなかったもので三角とさせていただきます。

ですので、内容がきちんと政務活動に役立つものであるということが分かれば、これは支出してもいいのではないかなという考えで三角にしております。

ただ、今、自民党会派さんのほうからは、政党活動の助けになるといった趣旨のことも言われましたので、ほかの会派の方の御意見を聞きながら検討させていただければなというふうに考えております。

座長

ありがとうございます。

そうしましたら、取りあえず三角の方に聞いていくしかないかな。

共産党さん。

赤星委員

これは、はっきり言って私の会派が購入して

いる月刊誌があるのですけれども、「議会と自治体」という名称の月刊誌です。

経緯から言いますと、旧運用指針のときから購入させていただいておりました。新しい運用指針になってからも、政党の発行だけでも買っています。購入する理由書をつけなさいということで、事前審査のときに理由書と、それから内容の分かる目次のコピーをつけまして、第三者機関に提出して、それが認められてきたものです。第三者機関が休止になっている現在も、同じように購入が認められていたものです。

この雑誌の内容としましては、地方議会のいろいろな政策ですとか、全国の地方議会や議員の活動ですとか、あるいは国家予算、新年度予算の動向ですとか、いろいろな介護保険制度や国政の地方に影響のある問題など、いろいろと政務活動に役立つ内容が満載になっておりまして、これは私たちの議会活動に欠かせない、なくてはならない書籍として購入を続けさせていただいてきたものです。

今回の御提案につきましては、内容によらずとありますが、何もこれは自分たちが所属している政党の書籍にかかわらず、他の会派の皆さんが所属しておられる国政政党が発行している書籍だとか、そういったものについて

も、必要があるときは資料として購入したい  
と思いますし、共産党が発行している「議会  
と自治体」についても、全国の他の自治体で  
は、他党の議員さんや無所属の議員さんたち  
も資料として活用されているということも聞  
いております。

ですので、機関紙には使えないことになっ  
ていて、それはもちろんそうしておりますけれ  
ども、書籍ですとか、こういった政務活動に  
有用な内容の雑誌等については、一律に駄目  
というのはどうなのかなと思ひまして、三角  
とさせていただいた次第です。

座長 交互に聞かないと話が組み上がっていきませ  
んのので、松尾委員。

松尾委員 最初に、自民党さんの言われた書籍なのです  
けれども、3番目の私たちが検討課題として  
挙げているものについても、恐らく同様のこ  
とを言っているのかなというふうに思ったも  
のですから、もしそうであれば、一緒くたに  
して話を進めたほうが良いと思ったのですが。

座長 この点については、押田委員、どうですか。

押田委員 そう思います。

座長                   今、赤星委員から言われた月刊誌、これについて触れたような課題ということによろしいですか。

押田委員           今、2番と公明党さんの3番の意見も併せて審議するということなので、赤星委員が政務活動になくってはならない、他市の人、他党の方も読んでおられるいい雑誌というふうに言われましたが、この運用指針というものは、どのようなものが駄目でどのようなものを可とするという、そういうものを諮るところだと思っております。

ということであれば、政党が行っている研修会なども、もしかしたらそれで可という話になりかねません。

どこかで一線を引かねば、この指針というものがなし崩しになるのではないのでしょうかということで、私、先ほどもお伝えしましたが、きっとシンパシーを感じるいい本、政務活動に役立つというふうに思える本であるとは思いますが、記載の内容がいいとか悪いという内容はともかくとして、政務活動費が政党活動の助成とならないようにするために、今回は、富山市においては、政務活動費を使用しないという案を改めてもう一度提案します。

座長 意見を言われていませんので、公明党さん。

松尾委員 先ほどから座長も副座長も言うておられますけれども、今の指針というのは、市民が疑念を持つことがないということ、また納得していただけるために私たちはルールを決めて、これまでの経緯もありましたけれども、もう二度とああいったことがないようにという思いで今指針をつくっているということを前提に、訴えさせていたきたいというふうに思っています。

先ほどから押田委員も言うておられますけれども、政党発行の機関紙又は新聞—ここに書いてあるとおりですけれども—購読料は、支出することはできないというふうに決めております。

当然というか、普通であれば、政党が発行している、そういった類いのものというのは、やはり政務活動費で、市民の税金で支出すべきではないというふうに思うのかなというふうに思っていたのですけれども、もしそれが、書いていないからだとか、そういったことであるのであれば、しっかりと明記したほうがいいのかというふうに私は思っております、対応案のところにもそのように書かせていただいているというのが現状であります。



先ほど赤星委員も言われましたけれども、政党が発行しているというか、政治の書籍ですから、当然、役に立たないというのはあり得ないわけであって、そういったことで各政党に、市民の、私たちの税金が行っているのだというのは、あまりよろしくないのかなというふうに自分は考えております。

そういった意味では、明確に政党が発行している書籍等についても、一切、政務活動費の支出は認めないということで提案をさせていただきたいというふうに思っております。

座長 一通り意見を聞きましょうか。  
社民党さん。

村石委員 社民党は、要するに、内容によらず政党が発行するという禁禁止というのは、いかななものかと。  
基本的には、政務活動費は会派または議員が政務調査をすると一調査・研究のために充てられるということが条例で決まっています。  
したがって、この本が富山市議会議員として、あるいは会派として調査・研究に値するもの、調査・研究するために必要なものと判断して購入された場合には、それは政務活動費を使ってもいいと社民党会派では考えています。

ただし、言われるように、政党が発行するものには、やはり政党の立場で書かれたものもあると思うのですが、あくまでも社民党会派は、調査・研究に値する内容のものであるかないかで判断すべきであって、そういう意味で三角ということにしました。

座長                    フォーラムさん。

金井委員                一般的に、新聞、図書費です。政党発行の新聞は駄目、図書も政党発行の図書は駄目、これが一般的な考え方で、これに合わせるべきだと思います。認めるべきではないと思います。

座長                    そうしますと、三角の方は皆さんお話しいただきましたので、誠政さん。

橋本委員                当然認められるべきではないと思っておりますが、そもそも1回聞いてみたいのは、こういった本は一般の書店に売っているものなのですか。

赤星委員                一般の書店から購入しています。

橋本委員                そう言われたらそれでいいのですけれども、

以前、見たところによると、一般の書店ではなかったように思いましたから。

座長 本質的な話をしてください。

橋本委員 要するに、そういったところでしか売っていないのかなと思っていました、私は。そういったところというのは、ちょっと隠していたら変な話ですけれども、一般の書店で、どのような方でも購入できるところにあるということですよ。ごめんなさい、いいです。とにかく、先ほど押田委員からも言われたように、当然認められるべきではないと考えています。

座長 自民クラブさん。

村上委員 提案者のおりの理由であります。加えて、第三者機関がない今、厳しいほうに寄るとするのが正しいと思いますので、内容によらず使用しないというほうに傾くのが正しい判断だと思います。

座長 座長として、論点は、先ほどのお話で、厳しくという点で引っかかるのは、政党に対して収入、要するにその政党の助成になると。機

関紙等、例えば、私どもの公明新聞等も大事な財源になっているというのも事実であります。

そういうことから考えても、書籍等についても、フォーラムさんがおっしゃるように、新聞、図書というトーンでいろいろな発行物をしているケースになると、政党が発行するのは内容に限らずということで、そういった観点からも、ここはもう少し市民レベルに立った議論が必要なのかなというふうに感じました。

その点についてどうですか、光さん。

政党活動、政党に対する助成になっているということを懸念する、市民に理解されるだろうかということで、そういった執行については認めないというような意見があるわけですが、それについてはどうでしょうか。

上野委員

今、皆さんのお話をお聞きしていて、直接的に政党に、どういうお金の流れになるのか、私は存じ上げないのですけれども、最終的に政党のほうに入るといような形になるのは、なかなかはっきりと区別をつけることが難しいのかなと感じましたので、三角ではなく丸という形にさせていただければと思います。

座長                   はい。  
少しそういった点からどうでしょうか。  
江西委員、発言をいただいてもいいですか。

江西委員            今まで出た意見のとおりです。

押田委員            もう一度。  
社民党の村石委員が、富山市議会の議員が調査・研究の役に立つためであれば認めるようにしようと、三角ですというふうに言われたのですけれども、この会の在り方というか、あり方検討会の在り方がなし崩しになると思うのです。

なぜこの会があるのかという存在意義は、今まで駄目だったものを見直して、ちゃんといい指針をつくりましょうと。ただし、いい指針というものも人によっては判断が違う。判断が違うのだから指針をつくろうという原点にたどり着けば、どれが役に立ってどれが役に立たない、どれがよくてどれが駄目という判断基準を決めなければいけないと思うのです。

人によっては、野球を見に行ったら野球を富山に呼びましょうと。東京ドームに野球を見に行っても政務活動費ですというふうに言い切れば、富山市民の役に立てばいいのですとい

うふうに、そういう判断もできてしまいますよね。でも、市民感情では多分、それは遊びでしょうというふうに言われます。

あと、政党活動の助成となるだろうというふうにあからさまに分かっているものに関しては、やはり富山市議会としては、厳しい目を持って駄目というふうに、ノーと言えるようにならないと改革はないのではないですか。

座長

村上委員もいらっしゃいますけれども、4年前にこのあり方検討会を発足して、何度も皆さんに申し上げたとおり、二度とああいった市民を泣かせるようなことはしたくないということで、相当、危険の線からずっとセットバックしてそこに線を引くというつもりで、当時、最終の議論になったのは海外視察だとか、それから富山市内のガソリン代だとか、これが持ち越し持ち越しで、最終盤、ぎりぎり改選の前に1つの成案を出そうということで、相当の議論を重ねて、あり方検討会、その部会も重ねて、最終盤のときには補欠選挙で上がってこられた江西委員だとか、そういった方々にも加わっていただいて、本意ではないかもしれないけれども、やはり新たなスタートをする富山市議会なので、相当厳しいところで線を引くことに賛成してもらおうとい

う流れで、村石委員も、それから赤星委員も、まさに今思い出すのですけれども、本来は他会派や他県、他市では認められるような内容かもしれないけれども、市民から疑念を持たれるような可能性があるのだったら、本意ではないけれども、これは皆さんの意見に賛同をして、そこに合わせますということが何度もありました。

海外視察についても、当時、副座長の私の案か、座長であった村上案かということで、本来であれば100%政務活動として見えるような処理の仕方は十分にできるのだということを使う当時の座長と、そうであっても、やはり市民の目線で判断をするべきだということで、座長のほうも下りてもらいました。

やはりこのあり方検討会、何度も言いますけれども、歩み寄ろうというものがなければ、最初から丸、バツを出して、丸がそろってなければ、それだけでやる必要はないということになってしまいますので、そういう点を踏まえて、もう少し前向きな議論を期待しております。

村石委員、お願いします。

村石委員

繰り返しになるかもしれませんが、政党が発行する書籍を購入するかしないかは、

基本的には慎重に考えるべきだと、そのこと自身は、考え方は理解できます。

ただ、購入した書籍が、本当に政務活動の調査・研究に当たるか当たらないかは、私に言わせると、それは個別に、その本がどうかということを用いるのであって、一概に、内容によらず政党が発行する書籍の購入には政務活動費を使用しないということは、今のところ三角であると。繰り返しになりますが、そういうことです。

前にあったではないですか、社民党の広報紙のここが問題だとか。例えば、購入された書籍が、内容を見せてもらいましたけれども、これは富山市議会議員としての調査・研究に値しないものですねということをおっしゃっているわけではないのです。あくまでも、内容によらず政党が発行する書籍の購入には使用しないということになっているので、社民党会派は三角にしていると、そういうことで御理解ください。

松尾委員

そもそもあり方検討会を開く意味というか、全会派の思いを超えてというか、いろいろな意見があると思うのですけれども、それを自分の会派の思いにそぐわないことであっても、結局はそこに合わせてもらうというか、皆さ



んの意見に従ってもらおうというか、それをやらない限り、このあり方検討会をやっている意味が全くないので、いくら議論していても、しっかりとあり方検討会で線を引いて、けじめをつけて、それができない限り、本当の意味での新しい富山市のスタートは切れないなというふうに思ったのです。

そういう意味で、意見などを言い合うというのはもちろん大事なことでありますけれども、最終的にはしっかりと皆さんの、多数の意見にしっかりと従ってもらおうということでやっていかない限りは、あり方検討会でやる意味が全くないと思いますので、その辺、お願いしたいなと思います。

座長

また座長としての話を挟んで恐縮ですが、採決をする場ではないのです。とにかく、議論を尽くして合意を得たいのです。合意形成を図りたいのです。

ですので、今ほど発言がありましたけれども、やはり何とか歩み寄れるような議論をしてもらいたいという思いで、皆さんに発言を求めているということをお分かりいただければと思いますので、よろしくお願いします。

村上委員

前の会議のときにも私は言ったと思うけれど

も、座長がおっしゃったとおり、厳しいものをつくったわけです。そのときには全ての会派がよしと認めたものだけが使えたのです。ところが、今は全ての会派が駄目と言わなければ、その使い方をやめさせることができない。分かりますか。

座長                   もう一度。

村上委員           今は全ての会派が駄目だと、この使い方は駄目だと言わなければ使い続けるわけです。全く論理が逆転しているわけです、あの指針をつくったときと。

あ那时的法則をここで捉えたら、これは駄目なのですよ。みんながよしと言わないから。みんなが使っていいと言わないから、この使い方は駄目だというのが原点なのです。

そのことを忘れて、みんなが駄目だと言わないから、つまりこれを使用しないということ言えば、みんなが丸をつけなければ決められないというのは、そもそも決め方の論理として間違っていると私は思います。

これをよしとするのであれば、どなたかがおっしゃったように、この会議はもう崩壊しています。政務活動費を正しく使いましょうという我々の組合は、もう存在しないのと一緒

です。非常にこの議論はパラドックスのような気がしますが、ちょっと何をやっているのだろうなという気が私はしています。

座長 建設的な意見を。  
どう進行したらよろしいですか。

村上委員 進行は、だからこの状態を認めるしかありません。つまり崩壊しているという状態を認めなければいけない。そうなりませんか。  
だから、もし建設的な意見だとすれば、全ての人が使ってもいいと認めない以上、この使い方は駄目だという結論にするのが正しい結論だと私は思います。

座長 全ての会派がこの使い方をよしとしない限りは駄目だと。分かりますか、この理論。  
全ての会派がよしとしない限りは、これは認めないとするとということにしたらどうかという建設的な意見でございます。

泉委員 4年間、私も政務活動費のあり方検討会—我々は新人2人です、松井委員と2人。我々は、指針があった上で、その使い方をしています。  
ところが、指針に書いてあるものに関して、

隙間を突いてくるような使い方をなぜ先輩方がやるのか、腹立たしくてかないません。私は無駄だと思います、こんなやり方は。

だから、今の村上委員の話が一番合っています。全ての人が疑念を持たないものしか使えない。それで疑義があるところは全部削ってしまう、そういうやり方をしないと、こんなもの4年間やっていて何の進歩もないです。これは非常に腹立たしい。

ですから、村上委員の意見に大賛成なので、丸しかつかない、丸しかつけられない項目以外は全て駄目とする、そのぐらい厳しい富山市議会の政務活動費の使い方でないとも市民には理解できないと思いますので、ぜひその辺、よろしく願いいたします。新人からの意見です。

久保委員

社民党さんには大変残念な思いをしております。副座長としても。

もともとこれはなぜ全会一致だったのかというと、前の事務局長だった島さんのほうから私が話を聞いたときに、法律で決められた以上の制限をかけると。法律で許されている範囲を超えて制限をかける場合には、やはり全員が一致してルールを決めたということが大事で、最初から賛同していない方がいらっし

やると、法令に基づいて支出をされ始めると、もはや指針の意味が全くなくなってしまうと。だから、この指針になぜ全会一致のルールを求めているかというのは、全会一致であれば全員が従うという約束だから、守る義務が生じるということからでした。

今、当該支出をされた会派の方もそうですけれども、ほかの会派の皆さんの御意見を聞いて、やはり大勢はどうなのか、市民の目から見るとどうなのか。

そして、本当にそれだけだったら、政党から出る政党機関誌であったり政党の発行する書籍は、自分のお金で買えばいいのではないかと。わざわざ政務活動費を使わなくとも、それだけ必要なものだったら、自分の議員活動として購入すればいいのではないかという発想に立たずに、まだ公金である政務活動費をどうしても使わなければならないというような主張が繰り返されることに関しては、せっかくここに前向きに臨んでいただいているほかの委員の方からすると、今後どのような議論をしても1つも成案にならないのではないかというふうに感じられます。今、泉委員が言われたとおりだと思います。

そういうふうにならないためにも、やはり周りの言葉に耳を傾けて、しっかりと全体とし

での成案を目指していくという姿勢に立って、いま一度、御意見をさせていただきたいなど。これが今後の政務活動費のあり方検討会の、まさに村上委員が言われたような今後の在り方を左右する大きな話になると思いますので、それは十分、委員の方には御理解をいただいて進めていただきたいなというふうに思います。

座長

今ほど副座長が申し上げたとおりですので、この議論を私としては丁寧に、いかに成案をつくるかということに汗を流したいという思いがございます。最後に光さん、前回、議論をしていく中で、先ほど社民党さんの広報紙の件のお話がありましたが、議員を辞められましたけれども、「私は性悪説であり方検討会に参加していた。ふと気がついたら、疑念を持たれるようなことを自分の会派でやっていた」ということを、大きな反省を述べられたのが非常に印象がありまして、大変恐縮ですが、最初に光さんにお話しいただいて、そういった思いも伝わっているのかなという期待を込めて先ほどお話をさせていただいて、三角から丸へ転換していただきました。そういった意味で、今、先輩議員がいろいろな意見を言っている状況を見て、光さん、も

う一度、三角から丸になった理由等も踏まえて御意見をいただければと思います。

上野委員

先ほど申し上げた以上の言葉は出てこないのですが、政党の活動と線引きが難しいのであれば、ここは市民目線に立ってそのようにすべきなのかなというふうに私は考えましたけれども、それぞれの議員の方はそれぞれの思いがあると思いますので、私としてはこれ以上申し上げることはないかなと思います。

赤星委員

結論を申し上げる前に、誤解があってはいけないので、まずそこから言わせていただきたいと思います。

先ほど泉委員から、運用指針の隙間を突いて先輩議員が使っているとおっしゃいましたけれども、そういうものではありません。きちんと理由書をつけて認められてきたと、そこは誤解されないようにしていただきたいと思います。

それと、税金が政党の助成になってはいけないということがございますけれども、そうしたら政党助成金はどうなるのかと。そこは議論するつもりはないのですが、そういうことを思いました。

これにつきましては、私たちはどうしてもここで突っ張るというつもりはございません。本当を言うと、4年前になぜ政務活動費のあり方検討会が立ち上げられたかということ、皆さん御存じのとおり、ああいった大事件が、不正に政務活動費を得ていたということが次々に発覚して、その内容は架空請求だったり虚偽の報告だったり、そういうものが内容として大きくありました。

ですから、不正を防止しながら、議員の調査・研究活動にどう有効に、市民からお預かりしている税金である政務活動費をどう有効に活用していくのか、不正を防ぎながら、そういう運用指針をつくっていこうという目的だったはずです。

ですから、本来ですと、私たちは他党が発行する機関誌や書籍は、勉強するために、本当だったら政務活動費を使って購入することも認めるべきだと思っておりますが、今皆さんが政党が発行するものは一切やめておこうということをおっしゃるのでしたら、私たちはそれを受け入れてもいいと思っております。

座長                   社民党さん。

村石委員            そもそも論のことを1つだけ最初に言います。



最高裁の判例で、調査費とか政務活動費については、会派や議員が幅広く使ってもいいよと。ただし、指摘された場合に、政務活動としての合理的な理由が説明できない場合は、それは使ってはいけないし、使った後は返還しなければいけない、これが大原則。これをまず押さえてほしいのです。

だから、最初に言ったように、幅広く使ってもいいのです。だけれども、指摘されたときに、しっかりと政務活動費でやったことを説明して、皆さん方に理解してもらえれば、それはオーケー、理解されなければ駄目だということになると思います。

したがって、今回の場合も、本当は丁寧な議論をするとすれば、どの書籍であってどういう内容なのか、それぞれ委員の人が見て、「これはやっぱり調査・研究に値しないよね」、「これはやっぱり共産党さん駄目ですよね」ですとか、そういう丁寧な議論ならまだよかったのですが、ただ、そういう議論にならなかったのですけれども。ただ、少し問題があるのではないですかという指摘があったということだけは事実だということで、それ以上は、私は会派としては言えません。

座長

共産党さんは、2番目の、政党が発行してい

るものについて一言はまた今後議論いたしますけれども、基本的にこれには賛成するというところでよろしいのでしょうか。

赤星委員 丸にしてもよいということですか。

座長 丸でいいということですね。  
私は、もしも必要であれば、これは継続にしてもいいのかなというぐらいに思って、今日来たのですけれども、今、譲歩していただいて共産党さんに賛成していただきましたので、社民党さんもこれは賛成ということではよろしいですか。

村石委員 はい。

座長 ありがとうございます。

村石委員 私のところだけが反対するわけにはいきませんので。

座長 ということで、2点目の自民党案ですけれども、文言については次回にお示ししたいと思います。どこにどういうふうな表記をするかということも併せて案を出したいと思いますので、今日の合意に感謝して、次の3点目の

提案についても同じでいいのですよね。赤星委員も併せてでよろしいですね。

赤星委員 はい。

座長 村石委員もよろしいですね。

村石委員 はい。

座長 ありがとうございます。  
そうしましたら、全て賛成いただきましたので、次回についてですけれども、今回はこの続きです。資料にピンクで示しましたけれども、比較的バツの少ない4番目から7番目までの事項について協議したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、そのように決定いたします。  
昨年度は、皆さんからいただいたものを全て協議することはできませんでしたが、今年度はなるべく全ての案について協議したいと考えております。  
次回の開催時期は今のところ未定ですが、年内に一度は開催したいと考えておりますので

御承知おき願います。

本日は、これをもって政務活動費のあり方検討会を閉会いたします。

以上です。ありがとうございました。